

第 17 号議案

久留米市立学校の主任等の任命の臨時代理について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 5 月 21 日

教育長 井 上 謙 介

提案理由

久留米市立小中学校等管理規則（昭和 32 年久留米市教育委員会規則第 6 号）第 15 条第 4 項及び第 5 項並びに久留米市立高等学校管理規則（昭和 32 年久留米市教育委員会規則第 5 号）第 10 条第 9 項及び第 10 項の規定に基づき、令和 2 年度久留米市立学校の主任等を任命しようとするものであるが、特に緊急を要し教育委員会を開催する時間的余裕がないため、久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和 39 年久留米市教育委員会規則第 12 号）第 3 条の規定に基づき、教育長により臨時に代理したので報告し、承認を求めるものである。

久留米市立学校の主任等の任命の臨時代理について

久留米市立学校の主任等の任命について、別紙のとおり教育長により臨時に代理したので報告し、承認を求める。

久留米市立学校の主任等の任命について

久留米市立小中学校等管理規則（昭和32年久留米市教育委員会規則第6号）第15条第4項及び第5項並びに久留米市立高等学校管理規則（昭和32年久留米市教育委員会規則第5号）第10条第9項及び第10項の規定により、別紙の者を久留米市立学校の主任等に任命する。

○久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則（抜粋）

（委任）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

- （4）教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免、転補等を行うこと。
- （5）県費負担教職員の定期異動並びに市立小中特別支援学校の校長及び教頭の任免、転補等の人事の内申並びに市立小中特別支援学校の主任等の任免を行うこと。

（臨時代理）

第3条 教育長は、緊急やむを得ないときは前条各号に掲げる事務を臨時に代理することができる。

- 2 前項の規定により臨時に代理したときは、委員会にこれを報告し承認を受けなければならない。

○久留米市立小中学校等管理規則（抜粋）

（教務主任等）

第15条 次の各号に掲げる学校には、特別の事情がある場合を除き、当該各号の表の左欄に掲げる主任等を置くものとし、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

(1) 小学校

左欄	右欄
教務主任	校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
学年主任	校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
保健主事	校長の監督を受け、保健に関する事項の管理に当たる。
司書教諭	校長の監督を受け、学校図書館の専門的職務をつかさどる。

(2) 中学校

左欄	右欄
教務主任	校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
学年主任	校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
保健主事	校長の監督を受け、保健に関する事項の管理に当たる。
生徒指導主事	校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について、連絡調整及び指導、助言に当たる。
進路指導主事	校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
司書教諭	校長の監督を受け、学校図書館の専門的職務をつかさどる。

(3) 特別支援学校

左欄	右欄
教務主任	校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
小学部主事	校長の監督を受け、当該部に関する校務をつかさどる。
中学部主事	
高等部主事	

保健主事	校長の監督を受け、保健に関する事項の管理に当たる。
生徒指導主事	校長の監督を受け、中学部における生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
進路指導主事	校長の監督を受け、中学部における生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
司書教諭	校長の監督を受け、学校図書館の専門的職務をつかさどる。

- 2 学校においては、前項に規定する主任等のほか、必要に応じ、校務を分担する主任等を置くことができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、同項の主任等の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときは、その主任等を置かないことができる。
- 4 第1項に規定する主任等は、当該学校の指導教諭又は教諭の中から校長の意見を聞いて、教育委員会が命ずる。
- 5 前項の規定にかかわらず、保健主事は当該学校の指導教諭、教諭又は養護教諭の中から、司書教諭は当該学校の主幹教諭、指導教諭又は教諭の中から、校長の意見を聞いて、教育委員会が命ずる。

○久留米市立高等学校管理規則（抜粋）

（校務分掌）

第10条 学校には教務主任、学年主任、保健主事、司書教諭、生徒指導主事及び進路指導主事を置く。

- 2 教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案、その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 3 学年主任は、校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 4 保健主事は、校長の監督を受け、学校における保健に関する事項の管理に当たる。
- 5 司書教諭は、校長の監督を受け、学校図書館の専門的職務をつかさどる。
- 6 生徒指導主事は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 7 進路指導主事は、校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項をつかさどり当該事項について連絡、調整及び指導、助言に当たる。
- 8 第1項の規定にかかわらず、同項の主任等の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときはその主任等を置かないことができる。
- 9 第1項の主任等は、当該学校の教諭の中から、校長の意見を聞いて、教育委員会が命ずる。
- 10 前項の規定にかかわらず、保健主事は、当該学校の教諭又は養護教諭の中から校長の意見を聞いて、教育委員会が命ずる。

（昭55教規則9・全改、平4教規則1・平7教規則4・平12教規則11・平20教規則10・一部改正）

第10条の2 二以上の学科を置く学校には、専門教育を主とする学科ごとに学科主任を置く。

- 2 前項の規定にかかわらず、学科主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情があるときは学科主任を置かないことができる。
- 3 学科主任は、校長の監督を受け、当該学科の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 4 学科主任の発令については、前条第9項の規定を準用する。

（平4教規則1・追加、平20教規則10・一部改正）

第11条 学校にはこの規則に定めるもののほか、必要に応じ校務を分担する主任等を置くことができる。

- 2 前項の主任等は、校長が命ずる。

第 18 号議案

久留米市スポーツ推進審議会委員の任命について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 5 月 21 日

教育長 井 上 謙 介

提案理由

久留米市スポーツ推進審議会委員の人事異動に伴い、後任委員を任命しようとするものである。

久留米市スポーツ推進審議会委員の任命について

久留米市スポーツ推進審議会条例第4条により、下記の者を久留米市スポーツ推進審議会委員に任命する。

記

区 分	氏 名	所 属	任 期
学 校 体 育	本村 政夫	久留米市中学校体育連盟 副会長	令和2年6月1日～ 令和3年12月31日
その他市長が特に 必要と認めた者	竹村 政高	久留米市市民文化部長	令和2年6月1日～ 令和3年12月31日

久留米市スポーツ推進審議会委員 新旧対照表

区 分	現委員		新委員(案)	
	氏 名	所 属	氏 名	所 属
学識経験者	ミツノ 満園 リョウイチ 良一	久留米大学人間健康学部 スポーツ医科学科教授	ミツノ 満園 リョウイチ 良一	久留米大学人間健康学部 スポーツ医科学科教授
	ホリ 堀 ヒデユキ 秀行	保健医療経営大学 理事兼事務局長	ホリ 堀 ヒデユキ 秀行	保健医療経営大学 理事兼事務局長
	アライ 新井 マミ 真実	久留米信愛短期大学 幼児教育学科准教授	アライ 新井 マミ 真実	久留米信愛短期大学 幼児教育学科准教授
市議会	モリサキ 森崎 マサキ 巨樹	久留米市議会議員	モリサキ 森崎 マサキ 巨樹	久留米市議会議員
	トドロキテルタカ 轟 照隆	久留米市議会議員	トドロキテルタカ 轟 照隆	久留米市議会議員
	ナカムラ 中村 ヒロトシ 博俊	久留米市議会議員	ナカムラ 中村 ヒロトシ 博俊	久留米市議会議員
学校体育	ババソノ 馬場園 トシユキ 俊之	久留米市中学校体育連盟 会長	モトムラ 本村 マサオ 政夫	久留米市中学校体育連盟副 会長
	イワキ 岩城 キミコ 紀美子	篠山小学校教諭	イワキ 岩城 キミコ 紀美子	篠山小学校教諭
関係団体等	ナカムラ 中村 トシハル 敏治	久留米市野球連盟理事長	ナカムラ 中村 トシハル 敏治	久留米市野球連盟理事長
	オオトモ 大友 クニコ 久仁子	久留米市剣道連盟事務局	オオトモ 大友 クニコ 久仁子	久留米市剣道連盟事務局
	タナカ 田中 タカコ 太嘉子	久留米市カヌー協会理事	タナカ 田中 タカコ 太嘉子	久留米市カヌー協会理事
	ナカムラ 中村 トモミ 智美	総合型地域スポーツクラブ クラブマネージャー	ナカムラ 中村 トモミ 智美	総合型地域スポーツクラブ クラブマネージャー
	サトウ 佐藤 ミツヨシ 光義	(公財)久留米市体育協会 常務理事兼事務局長	サトウ 佐藤 ミツヨシ 光義	(公財)久留米市体育協会 常務理事兼事務局長
その他市長 が特に必要 と認めた者	イデ 井手 ヒロシ 浩	障害者スポーツ指導員	イデ 井手 ヒロシ 浩	障害者スポーツ指導員
	タカマツ 高松 ノブコ 信子	久留米市スポーツ推進委員 連絡協議会副会長	タカマツ 高松 ノブコ 信子	久留米市スポーツ推進委員 連絡協議会副会長
	コガ 古賀 キミコ 喜美子	久留米市スポーツ推進委員 連絡協議会	コガ 古賀 キミコ 喜美子	久留米市スポーツ推進委員 連絡協議会
	マツフジ 松藤 ノリコ 倫子	健康運動指導士	マツフジ 松藤 ノリコ 倫子	健康運動指導士
	ミヤハラ 宮原 ヨシハル 義治	久留米市市民文化部長	タケムラ 竹村 マサタカ 政高	久留米市市民文化部長

※

※

※は新委員。

○ スポーツ基本法（平成23年6月24日法律第78号）（抜粋）

（都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等）

第31条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。

○ 久留米市スポーツ推進審議会条例（平成23年12月14日久留米市条例第35号）（抜粋）

（設置）

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下「法」という。）第31条の規定に基づき、本市に久留米市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会は、次に掲げるスポーツの推進に関する重要事項について教育委員会の諮問に応じ調査審議し、及びこれらの事項に関し教育委員会に建議する。

（1）法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画に関すること。

（2）前号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

（組織）

第3条 審議会は、委員18人以内で組織する。

（委員の任命）

第4条 委員は、スポーツに関して優れた見識を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

第 2 2 号議案

令和 2 年度教育費 5 月補正予算（第 1 号）に係る意見の申出の
臨時代理について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 5 月 2 1 日

教育長 井 上 謙 介

提案理由

令和 2 年度教育費 5 月補正予算（第 1 号）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、市長から意見を求められたものであるが、特に緊急を要し教育委員会を開催する時間的余裕がないため、久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 3 条の規定により、教育長において臨時に代理したので報告し、承認を求めようとするものである。

令和 2 年度教育費 5 月補正予算（第 1 号）に係る意見の申
出の臨時代理について

令和 2 年度教育費 5 月補正予算（第 1 号）に係る意見の申出につい
て、別紙のとおり教育長により臨時に代理したので報告し、承認を求
める。

令和 2 年度教育費 5 月補正予算（第 1 号）に係る意見の申
出について

令和 2 年度教育費 5 月補正予算（第 1 号）について、別紙のとおり
市議会に提出することに同意する。

第1表 歳入歳出予算補正（抜粋）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 6 国庫支出金	2 国庫補助金	千円 8,738,633	千円 31,682,748	千円 40,421,381

※ 「1 6 国庫支出金－2 国庫補助金」のうち補正額490,095千円が教育委員会分

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 0 教育費	1 教育総務費	千円 1,698,456	千円 549,734	千円 2,248,190

令和2年度 5月1日臨時議会補正予算調整資料

教育部

要求事項	予算要求額 千円	財源			内 訳	要 求 内 容	令和2年度 当初予算額 千円																										
		国県支出金 千円	地方 千円	他の 千円				一般財源 千円																									
款項目：10-1-2 【戦略事業】 教育ICT活用事業 (教育ICT推進課)	490,095	490,095			0	◎教育ICT活用事業 490,095千円 490,095千円 【新規】 ○PC端末の整備 国費を活用し、3クラスに2クラス分のPC (Chromebook、Wi-Fi端末)を購入する ・対象：小1～小4、中2、中3(45千円×10,891台) ・初期設定費用、導入ソフト、保守、教員研修等を除く	69,800																										
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>■PC端末整備補助 (国R1補正予算)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率：10/10 ・上限：1台あたり45千円 ・補助対象 小・中・特別支援校の3クラスあたり 2クラス分※高校・教員は対象外 </div>		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #4a7ebb; color: white;">機器</th> <th style="background-color: #4a7ebb; color: white;">補助対象</th> <th style="background-color: #4a7ebb; color: white;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>端末本体</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>上限45千円</td> </tr> <tr> <td>アプリ</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td></td> </tr> <tr> <td>端末の初期設定</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td>LAN整備補助以外は単費</td> </tr> <tr> <td>保守</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td></td> </tr> <tr> <td>端末保証</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td>予備機は対象外</td> </tr> <tr> <td>ファイルタリダ</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td></td> </tr> <tr> <td>通信費</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td>光回線・LTE通信料</td> </tr> <tr> <td>付属機器</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td>HDMIケーブル・アダプタ等</td> </tr> </tbody> </table>					機器	補助対象	備考	端末本体	○	上限45千円	アプリ	×		端末の初期設定	×	LAN整備補助以外は単費	保守	×		端末保証	×	予備機は対象外	ファイルタリダ	×		通信費	×	光回線・LTE通信料	付属機器	×	HDMIケーブル・アダプタ等
機器	補助対象	備考																															
端末本体	○	上限45千円																															
アプリ	×																																
端末の初期設定	×	LAN整備補助以外は単費																															
保守	×																																
端末保証	×	予備機は対象外																															
ファイルタリダ	×																																
通信費	×	光回線・LTE通信料																															
付属機器	×	HDMIケーブル・アダプタ等																															

令和2年度 5月1日臨時議会補正予算 調整資料

教育部

要求事項	予算要求額 千円	財源				内訳	要 求 内 容	令和2年度 当初予算額 千円
		国県支出金 千円	地方 千円	償その他 千円	一般財源 千円			
款項目：10-1-2 就学援助世帯支援事業 (新型コロナウイルス対 応) (学校保健課)	59,639				59,639	◎就学援助世帯支援事業(新型コロナウイルス対応) 59,639千円 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言及び自粛要請により 家計負担が増大するなか、経済的に厳しい世帯の児童生徒を支援する ため、就学援助世帯を対象とする支援を行う。 ※準要保護世帯へ「おこめ券」20kg相当分を郵送する。 ・おこめ券 10,000円×5,770人(準要保護児童生徒) 57,700千円 ・郵送料(簡易書留) 336円/通×5,770人(準要保護児童生徒) 1,939千円		

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(昭和三十一年六月三十日)

(法律第百六十二号)

(教育委員会の意見聴取)

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

○久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則

昭和39年12月15日

久留米市教育委員会規則第12号

(臨時代理)

第3条 教育長は、緊急やむを得ないときは前条各号に掲げる事務を臨時に代理することができる。

2 前項の規定により臨時に代理したときは、委員会にこれを報告し承認を受けなければならない。

第 2 3 号 議 案

新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴う久留米市立学校の
臨時休業の臨時代理について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 5 月 2 1 日

教育長 井 上 謙 介

提 案 理 由

福岡県内で新型コロナウイルス感染者が増加傾向であり、久留米市でも感染者が報告されている状況であること。また、国の専門家会議の意見を踏まえ、児童・生徒への感染リスクを最大限回避するため、学校保健安全法第 2 0 条に基づき、臨時休業を行うものであるが、特に緊急を要し教育委員会を開催する時間的余裕がないため、久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 3 条の規定により、教育長において臨時に代理したので報告し、承認を求めるものである。

新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴う久留米市立学校の
臨時休業の臨時代理について

下記の期間について臨時休業を行うもの。

1 市立小学校

(1) 新1年生

令和2年4月9日(木)から5月6日(水)まで

(2) 在校生

令和2年4月7日(火)から5月6日(水)まで

2 市立中学校

(1) 新1年生

令和2年4月8日(水)から5月6日(水)まで

(2) 在校生

令和2年4月7日(火)から5月6日(水)まで

3 市立高等学校

(1) 新1年生

令和2年4月7日(火)から5月6日(水)まで

(2) 在校生

令和2年4月6日(月)から5月6日(水)まで

4 市立特別支援学校

(1) 新1年生

令和2年4月10日(金)から5月6日(水)まで

(2) 在校生

令和2年4月6日(月)から5月6日(水)まで

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う 久留米市立学校の臨時休業について

1 臨時休業の理由

福岡県内で新型コロナウイルス感染者が増加傾向であり、久留米市でも感染者が報告されている状況であること。また、国の専門家会議の意見を踏まえ、児童・生徒への感染リスクを最大限回避するため、学校保健安全法第20条に基づき、下記のとおり臨時休業を行うもの。

2 臨時休業の期間

(1) 市立小学校

(新1年生)

令和2年4月9日(木)から5月6日(水)まで

(在校生)

令和2年4月7日(火)から5月6日(水)まで

(2) 市立中学校

(新1年生)

令和2年4月8日(水)から5月6日(水)まで

(在校生)

令和2年4月7日(火)から5月6日(水)まで

(3) 市立高等学校

(新1年生)

令和2年4月7日(火)から5月6日(水)まで

(在校生)

令和2年4月6日(月)から5月6日(水)まで

(4) 市立特別支援学校

(新1年生)

令和2年4月10日(金)から5月6日(水)まで

(在校生)

令和2年4月6日(月)から5月6日(水)まで

3 臨時休業に伴い実施する措置について

(1) 入学式について

中学校(4月8日)、小学校(4月9日)の入学式は内容を簡略化し、時間を短縮した上で実施する。

市立高等学校(4月7日)、特別支援学校(4月10日)の入学式は延期する。

(2) 休校期間における児童の受け入れについて

保護者等による保育環境が整わない児童(小学校1～2年生と特別支援学級の全学年)及び学童保育利用児童(小学校1～3年生と特別支援学級の全学年)については、学童保育所が開所する時間まで学校で受け入れを行う。なお、特別支援学校については、学校での預かりは行わない。

**新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴う久留米市立学校の
臨時休業について（令和２年３月時）**

1 臨時休業の理由

令和２年２月２８日付け文部科学省通知「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について」に基づき、子どもたちの健康・安全を第一に考え、多くの子どもたちや教職員が日常的に長時間集まることによる感染リスクに備える観点から、臨時休業を行うもの

2 臨時休業の期間

(1) 小・中・特別支援学校

令和２年３月９日（月）から３月２４日（火）まで

(2) 高等学校

令和２年３月９日（月）から３月１９日（木）まで

3 臨時休業に伴い実施する措置について

(1) 卒業証書授与式について

内容を簡略化し、時間を短縮した上で実施する。

(2) 市立高等学校の入学者選抜試験について

福岡県に準じて実施する。

(3) 休校期間中の学校での児童の受け入れについて

小学校に通う低学年（１年生・２年生）及び特別支援学級に在籍する児童（１～６年生）で、次の①又は②の要件を満たすものについて、８時３０分から１８時００分まで受け入れを行う。

①（指導員の確保が整わない校区のみ）学童保育所入所児童の

１・２年生

②学童保育所を利用していない児童で、保護者が仕事を休めず、他に預け先が無い等の理由から保護者等による保育環境が伴わないと認められるもの

○学校保健安全法

(昭和三十三年四月十日)

(法律第五十六号)

(臨時休業)

第20条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

○久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則

昭和39年12月15日

久留米市教育委員会規則第12号

(臨時代理)

第3条 教育長は、緊急やむを得ないときは前条各号に掲げる事務を臨時に代理することができる。

2 前項の規定により臨時に代理したときは、委員会にこれを報告し承認を受けなければならない。

第 2 4 号議案

新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴う久留米市立学校の
臨時休業延長の臨時代理について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 5 月 2 1 日

教育長 井 上 謙 介

提案理由

現時点で今後の国の緊急事態宣言の動向が明らかになっていないこと、福岡県内や久留米市内においても感染の拡大が見られること等から、児童生徒の安全安心の確保を図るとともに、保護者の不安を早期に解消するため、学校保健安全法第 2 0 条の規定に基づき、令和 2 年 5 月 7 日（木）から 8 日（金）までを臨時休校とするものであるが、特に緊急を要し教育委員会を開催する時間的余裕がないため、久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 3 条の規定により、教育長において臨時に代理したので報告し、承認を求めるものである。

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う臨時休業延長の臨時代理について

下記の期間について臨時休業を延長する。

1 市立小・中学校

令和2年5月7日（木）から5月8日（金）まで

2 市立高等学校

令和2年5月7日（木）から5月8日（金）まで

3 市立特別支援学校

令和2年5月7日（木）から5月8日（金）まで

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う臨時休業延長について

1 臨時休業延長の理由

現時点で今後の国の緊急事態宣言の動向が明らかになっていないこと、福岡県内や久留米市内においても感染の拡大が見られること等から、児童生徒の安全安心の確保を図るとともに、保護者の不安を早期に解消するため、学校保健安全法第20条の規定に基づき、令和2年5月7日（木）から8日（金）までを臨時休校とする。

2 臨時休業の期間

令和2年5月7日（木）から5月8日（金）まで

3 臨時休業に伴い実施する措置について

（1）休校期間における児童の受け入れについて

保護者等による保育環境が整わない児童（小学校1～2年生と特別支援学級の全学年）及び学童保育利用児童（小学校1～3年生と特別支援学級の全学年）については、学童保育所が開所する時間まで学校で受け入れを行う。なお、学童保育所利用の1年生については、午後1時までとする。

○学校保健安全法

(昭和三十三年四月十日)

(法律第五十六号)

(臨時休業)

第20条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

○久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則

昭和39年12月15日

久留米市教育委員会規則第12号

(臨時代理)

第3条 教育長は、緊急やむを得ないときは前条各号に掲げる事務を臨時に代理することができる。

2 前項の規定により臨時に代理したときは、委員会にこれを報告し承認を受けなければならない。

第 2 5 号議案

新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴う久留米市立学校の
臨時休業再延長の臨時代理について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 5 月 2 1 日

教育長 井 上 謙 介

提案理由

「国の緊急事態宣言の延長が避けられない見通しとなったこと」、
「福岡県は特定警戒都道府県に指定されていること」、「本市において感染者の発生が続いていること」等を踏まえ、子どもたちの安全確保の観点から、学校保健安全法第 2 0 条の規定に基づき、5 月 9 日（土）から 3 1 日（日）までを臨時休校とするものであるが、特に緊急を要し教育委員会を開催する時間的余裕がないため、久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 3 条の規定により、教育長において臨時に代理したので報告し、承認を求めるものである。

新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴う久留米市立学校の
臨時休業再延長の臨時代理について

下記の期間について臨時休業を再延長するもの。

- 1 市立小・中学校
令和2年5月9日（土）から5月31日（日）まで
- 2 市立高等学校
令和2年5月9日（土）から5月31日（日）まで
- 3 特別支援学校
令和2年5月9日（土）から5月31日（日）まで

新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴う久留米市立学校の 臨時休業の再延長について

1 臨時休業再延長の理由

「国の緊急事態宣言の延長が避けられない見通しとなったこと」、
「福岡県は特定警戒都道府県に指定されていること」、「本市において感染者の発生が続いていること」等を踏まえ、子どもたちの安全確保の観点から、学校保健安全法第20条の規定に基づき、5月9日（土）から31日（日）までを臨時休校とする。

2 臨時休業の期間

令和2年5月9日（土）から5月31日（日）まで
（ただし、国、県の方針等に基づき変更する場合がある）

3 臨時休業に伴い実施する措置について

（1）子どもたちの学習保障と元気支援

教科書に基づく学習プリントの配布と点検及びこれらを補完する動画の公開、先生からのメッセージ等をお便りや動画で家庭に届ける取組を実施する。

（2）休校期間における児童の受け入れについて

これまでと同様に、小学校で行っている学童保育所利用等の子どもの預かりは、引き続き実施する。保護者等による保育環境が整わない児童（小学校1～2年生と特別支援学級の全学年）及び学童保育所利用児童（小学校1～3年生と特別支援学級の全学年）については、学童保育所が開所する時間まで学校で受け入れを行う。

○学校保健安全法

(昭和三十三年四月十日)

(法律第五十六号)

(臨時休業)

第20条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

○久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則

昭和39年12月15日

久留米市教育委員会規則第12号

(臨時代理)

第3条 教育長は、緊急やむを得ないときは前条各号に掲げる事務を臨時に代理することができる。

2 前項の規定により臨時に代理したときは、委員会にこれを報告し承認を受けなければならない。

第 2 6 号議案

新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴う久留米市立学校の
臨時休業期間変更の臨時代理について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 5 月 2 1 日

教育長 井 上 謙 介

提案理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態が解除されたことを踏まえ、学校安全保健法第 2 0 条の規定に基づき 5 月 1 日付けで教育長が臨時に代理した久留米市立小学校、中学校、高等学校の臨時休業の終期を下記のとおり変更するものであるが、特に緊急を要し教育委員会を開催する時間的余裕がないため、久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 3 条の規定により、教育長において臨時に代理したので報告し、承認を求めるものである。

新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴う久留米市立学校の
臨時休業期間変更の臨時代理について

臨時休業の終期を下記のとおり変更するもの。

1 市立小学校

(1) 新1年生

令和2年5月31日(日)を5月22日(金)に

(2) 在校生

令和2年5月31日(日)を5月24日(日)に

2 市立中学校

令和2年5月31日(日)を5月24日(日)に

3 市立高等学校

令和2年5月31日(日)を5月24日(日)に

新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴う久留米市立学校の
臨時休業期間変更の臨時代理について

1 臨時休業の理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態が解除されたことを踏まえ、学校安全保健法第20条の規定に基づき5月1日付けで教育長が臨時に代理した久留米市立小学校、中学校、高等学校の臨時休業の終期を下記のとおり変更するもの。

2 臨時休業の期間

(1) 市立小学校

(新1年生)

令和2年5月31日(日)を5月22日(金)に

(在校生)

令和2年5月31日(日)を5月24日(日)に

(2) 市立中学校

令和2年5月31日(日)を5月24日(日)に

(3) 市立高等学校

令和2年5月31日(日)を5月24日(日)に

3 学校再開に伴い実施する措置について

(1) 入学式について

延期していた小学校、中学校の入学式は、内容を簡略化し、時間を短縮した上で下記の日程で実施する。

なお、市立高等学校の入学式は行わない。

(小学校)

令和2年5月23日(土)

(中学校)

令和2年5月25日(月)

○学校保健安全法

(昭和三十三年四月十日)

(法律第五十六号)

(臨時休業)

第20条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

○久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則

昭和39年12月15日

久留米市教育委員会規則第12号

(臨時代理)

第3条 教育長は、緊急やむを得ないときは前条各号に掲げる事務を臨時に代理することができる。

2 前項の規定により臨時に代理したときは、委員会にこれを報告し承認を受けなければならない。

教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に関する 点検及び評価報告書（令和元年度分）について

1 点検・評価の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会では、平成20年度（平成19年度分）から、その権限に属する事務の管理及び執行状況に関する点検・評価を行っている。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（…中略…）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 点検・評価の実施手法

- (1) 教育委員会の活動状況や主要な施策及び事務事業の取組状況についてとりまとめ、課題の整理や施策等の方向性を明らかにし、今後における効果的な教育行政の推進を図る。
- (2) 点検・評価の結果を市議会に報告するとともに公表することで、市民への説明責任を果たし、信頼される教育行政を推進する。
- (3) 点検・評価に当たっては、「教育委員会の権限に属する事務」及び「教育長及び教育委員会事務局職員に委任された事務」のそれぞれを対象とし、教育委員会の会議の活動状況及び教育施策要綱に掲げる施策の進捗状況について整理する。
- (4) 報告書の取りまとめに際して、学識経験者の意見を徴取する。

3 報告書の概要

項 目	概 要
1 はじめに	点検及び評価についての基本的な考え方等を記載。
2 点検及び評価の実施手法	
3 教育委員会の権限に属する事務の状況	教育委員会会議の開催及び運営状況として、議案の処理状況や報告事項の内容などを記載。
4 教育長及び教育委員会事務局に委任された事務の状況	教育行政の具体的な事務の執行状況について、令和元年度教育施策要綱の事業区分に従って、その実施状況・成果及び今後の方向性等を記載。なお、施策ごとに以下のような構成としている。
【報告書の構成】	<pre> graph TD A[取組の概要] --> B[令和元年度に実施した事業の概要及び評価] B --> C[重点事業シート] </pre>
施策ごと	
5 今後の方向性について	令和元年度の成果や課題等を踏まえ、次年度の基本的方針や重点取組等について記載。
6 点検・評価に関する学識経験者からの意見	2名の学識経験者の意見を掲載。
参考資料	令和元年度教育施策要綱(抜粋)や学校設置状況・進路状況等の資料を掲載。

4 今年度に意見を徴収する学識経験者（案）

氏名	現在の役職等	備考
喜多 加実代 氏	福岡教育大学 教授	平成30年度から3回目の依頼
大内 毅 氏	福岡教育大学 教授 福岡教育大学附属久留米 小・中学校校長	令和元年度から2回目の依頼

《参考：過去意見を徴収した学識経験者》

年度	学校教育分野	社会教育分野
R1	大内 毅（福岡教育大学教授）	喜多 加実代（福岡教育大学教授）
H30	伊藤 克治（福岡教育大学教授）	喜多 加実代（福岡教育大学教授）
H29	伊藤 克治（福岡教育大学教授）	井上 豊久（福岡教育大学教授）
H28	伊藤 克治（福岡教育大学教授）	井上 豊久（福岡教育大学教授）
H27	江頭 理江（福岡教育大学教授）	井上 豊久（福岡教育大学教授）
H26	江頭 理江（福岡教育大学教授）	井上 豊久（福岡教育大学教授）
H25	江頭 理江（福岡教育大学教授）	井上 豊久（福岡教育大学教授）
H24	飯田 慎司（福岡教育大学教授）	井上 豊久（福岡教育大学教授）
H23	飯田 慎司（福岡教育大学教授）	厨 義弘（福岡教育大学名誉教授）

5 今後のスケジュール（予定）

- 6月中旬 教育委員へ報告書（案）を送付
- 6月24日（定例会） 教育委員からの意見集約、その後修正
- 7月初旬 学識経験者へ報告書（案）を送付
- 8月初旬 学識経験者からの意見書の徴取
- 8月下旬（定例会） 教育委員会議決（予定）
- 9月 議会報告（教育民生常任委員会）

教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に
関する点検及び評価（令和元年度分）報告書目次（案）

1	はじめに	○ P
2	点検及び評価の実施手法	○ P
3	教育委員会の権限に属する事務の状況	○ P
4	教育長及び教育委員会事務局に委任された事務の状況	○ P
	Ⅰ 総括的な考え方	○ P
	Ⅱ 各施策の取り組み状況	○ P
	ⅰ 子どもの笑顔があふれるまち	
	1 教育改革プランの推進	○ P
	2 学校教育環境等の整備	○ P
	ⅱ 心豊かな市民生活を創造するまち	
	1 生涯学習・社会教育の推進	○ P
	2 歴史的資源の保護と活用	○ P
	3 スポーツの推進	○ P
	4 市民の自己学習の場としての図書館づくり	○ P
	ⅲ 人権が確立されたまち	○ P
	Ⅲ 重点事業の推移(平成29－令和元年度)	○ P
5	今後の方向性について	○ P
6	点検・評価に関する学識経験者からの意見	○ P
	Ⅰ 平成30年度の意見への取組	○ P
	Ⅱ 令和元年度の意見	○ P
	参考資料	○ P

令和元年度に実施した事業の概要及び評価のイメージ（案）

(1) 重点1 わかる授業【学力の保障と向上】

子どもに基礎的・基本的な知識・技能を確実に身につけさせるとともに、これらを活用して課題解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を伸ばすことで、授業がわかり、学ぶ楽しさを味わうことができる子どもを育てるため、毎日の授業や校内研修の在り方等の見直しを行った。

また、すべての小・中学校で行われている「くるめ学」の学習や外国語教育を充実させるとともに、ICTの活用を一層進め、学力の保障と向上に努めた。

令和元年度に
実施した内容の
総括を記入

◎主な事業の概要と評価

事業名 (担当課)	事業概要	決算額 (千円)	令和元年度の実績
【重点事業1】 小・中学校学力・生活実態調査事業 (学校教育課)	小・中学校において、児童生徒の学力等の実態を把握し、分析、考察した結果を授業改善に活用することで、学力の保障と向上に努める。	〇〇〇〇	重点事業シート (P.**) に記載 重点事業は別シートに 令和元年度実績を記載
令和元年度教育施策要綱から転記			
【重点事業2】 小学校くるめ学力アップ推進事業 (学校教育課)	一人ひとりの児童へのきめ細かな対応を図るため、学校の状況に応じて非常勤講師を配置し、授業改善・補充学習・学習規律の確立にかかる支援を行う。また、学生や地域ボランティアを派遣して放課後等に補充学習を行う。	〇〇〇〇	重点事業シート (P.**) に記載 重点事業は別シートに 令和元年度実績を記載
令和元年度教育施策要綱から転記			
小・中・特別支援学校図書活動の推進 (教職員課)	小・中・特別支援学校の学校図書館の充実を図るため、学校司書を配置する。	〇〇〇〇	司書教諭の職務理解の周知を定例校長会・定例教頭会で行い、読書活動の推進に向けた担当者の資質向上を図った。 重点事業でない場合は 本欄に実績を記載
令和元年度教育施策要綱から転記			
学校事務支援事業 (教職員課)	小・中・特別支援学校に事務補助職員を配置することにより、学校事務の支援を行う。	〇〇〇〇	各学校の学級数に応じて事務補助職員を配置して、円滑な学校運営のための、学校事務職員の支援を図った。 重点事業でない場合は 本欄に実績を記載
令和元年度教育施策要綱から転記			

令和元年度重点事業シート（イメージ）

重点事業 9

事業名	中学校英語教育充実事業			担当課	学校教育課	
事業種別 ※以下から選択 (新規・拡充・継続)	継続	事業費	H29 決算	R30 決算	R1 決算	
			9,624 千円	10,619 千円	*,***千円	
事業目的	グローバル化や国際化の進展により、異文化理解や異文化コミュニケーションがますます重要になっていることを踏まえ、英語運用能力の向上及び英語学習に向けての意欲・関心の向上を目指す。					
事業内容	<p>(1) 中学生イングリッシュ・キャンプ事業 ALTと2泊3日のオールイングリッシュによる交流活動を通して、英語の学習意欲を高め、英語の4技能「聞く」「話す」「書く」「読む」を通して、コミュニケーション能力を育成する。</p> <p>(2) 英語検定受検料の負担 中学校3年生を対象に、検定料を全額負担し、生徒が無料で受検できるようにすることで、英語学習の目標設定や進路獲得、将来の目標に向けた契機とする。</p>					
事業目標 成果指標	中学校3年生までの英検3級の取得率が全国平均及び市前年度を超える。	H29 実績	H30 実績	R1 実績	R2 目標値	
		市 32.3 全国 22.0	市 32.9 全国 23.9	市 **.＊ 全国 **.＊	前年度を超える	
評価	「◎」(達成) 「○」(概ね達成) 「△」(未達成) 「×」(未実施)					◎
評価理由	中学校3年生までの英検3級の取得率が全国平均を超える実績となった。					
事業分析	工夫改善事項	イングリッシュ・キャンプでは、英語のゲーム的な要素に加えて、考える活動を加えた内容とした。英語検定受検については、英語の授業における到達目標を明確にした。				
	工夫改善の成果	考える活動を加えたことで、参加生徒のアンケートから「聞き取ったり、感じ取ったりしながら活動した」という割合が5.2%増加した。また、英語の4技能に関する学習到達目標として、英語Can-Doリストと活用の手引きを作成し周知することができた。				
	工夫改善の課題	生徒の英語に対する興味・関心を高めるとともに、英語運用力をさらに伸ばすことができるようにする必要がある。リスト化した英語学習の到達目標をもとに、授業の展開方法を研究する必要がある。				
次年度以降の事業方針 ※以下から選択 (拡充・継続・縮小・廃止)						拡充
今後の方向性等	新学習指導要領の本格実施を控えて、中学生の英語に対する意欲とともに、英語のコミュニケーション能力の向上を図る。また、英語に対する苦手意識を持たせない効果的な授業のあり方を実践する。					

教育委員会後援事業等に関する報告

R2.3.17からR2.5.11 受付分まで

※区分の★は新規に申請があったもの

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
1	令和2年6月3日(水)～ 6月17日(水)	「歯・口の健康に関するポ スターコンクール」	一般社団法人 大川三潞歯科医師会	大川市文化センター	後援	学校保健課
2	令和2年6月7日(日) 10:00～16:00	歯の健康フェスタ	一般社団法人 久留米歯科医師会	久留米シティプラザ (六角堂広場)	後援	学校保健課
3	令和2年11月8日(日) 11:00～12:00	高齢者(8020)よい歯の表 彰	一般社団法人 久留米歯科医師会	久留米歯科医師会館 2階大ホール	後援	学校保健課
4	令和2年5月9日(土) 14:00～16:00	久留米信愛中学校・高等学 校女声合唱団 第25回記念 定期演奏会	久留米信愛中学校・高 等学校女声合唱団	石橋文化ホール	後援	生涯学習推 進課
5	令和2年5月23日(土)～ 24日(日) 令和2年6月13日(土)～ 14日(日)	福岡子ども体験活動指導 者研修	社会教育団体Dreams In Club	脇山野営場	後援	生涯学習推 進課
6	令和2年6月7日(日) 13:50～16:30	明善高等学校管弦楽部 第48回定期演奏会	福岡県立明善高等学校	久留米石橋文化ホー ル	後援	生涯学習推 進課
7	令和2年6月17日(水) 11:30～15:30	第48回懐メロを唄う会	令和に皆で懐メロを唄う 会	くるめりあ六ツ門 3 階 多目的ホール	後援	生涯学習推 進課
8	令和2年6月20日(土)～ 6月21日(日)	アドベンチャーキャンプ	社会教育団体Dreams In Club	野中生涯学習セン ター	後援	生涯学習推 進課
9	令和2年6月20日(土) 14:00～16:00 令和2年6月24日(水) 10:00～12:00	講演会&ワークショップ 「7ヶ国語で話そう。」	ヒッポファミリークラブ久 留米	久留米シティプラザ 4階 スタジオ	後援	生涯学習推 進課
10	令和2年7月18日(土)～ 9月6日(日)開館45日間 10:00～17:00(入館は 16:30まで) 月曜日休館(8月10日 (月・祝)は開館)	ルート・ブリュック 蝶の軌 跡	久留米市美術館	久留米市美術館 1 階展示室	後援	生涯学習推 進課
11	A日程令和2年7月25日 (土)～26日(日) B日程令和2年8月1日 (土)～2日(日)	しぜんキャンプ	社会教育団体Dreams In Club	わらべの里研修セン ター	後援	生涯学習推 進課

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
12	A日程令和2年8月8日 (土)～10日(月・祝) B日程令和2年9月19日 (土)～21日(月・祝)	やまとキャンプ	社会教育団体Dreams In Club	わらべの里研修セン ター	後援	生涯学習推 進課
13	令和2年12月13日(日) 募集期間令和2年6月19 日(金)～9月7日(月)	第14回ウイズガス全国親子クッキ ングコンテスト九州地区大会	久留米ガス株式会社	西部ガスショールーム、ヒ ナタ福岡	後援	学校教育課
14	令和2年6月1日(月)～ 令和3年3月31日(水)	生命の源、海や水への想いを伝 えようプロジェクト	ざぶん賞実行委員会	全国	後援	学校教育課
15	令和2年5月9日(土)～ 12月27日(日)の土日祝 10:00～16:00	親子謎解きウォーキング 「アルクエスト」	NPO法人ネオギャラク シー	市内の公園(公園側 と調整後日程決定)	後援	生涯学習推 進課
16	令和2年6月6日(土) 10:30～15:00 令和2年6月7日(日) 10:30～15:00	こどもと関わる大人のため の人形劇学校	特定非営利活動法人舞 台アート工房・劇列車	石橋文化センター石 橋文化会館小ホール	後援	生涯学習推 進課
17	令和2年6月28日(日) 9:30～13:00	車椅子レクダンスインストラ クター養成講座	NPO法人日本車椅子レ クダンス協会 久留米支 部	久留米市総合福祉セ ンター 2階大会議場	後援	生涯学習推 進課
18	令和2年8月30日(日) 13:30～15:30	第7回童謡・唱歌をみんな で歌う会	童謡・唱歌をみんなで歌 う会	えーるピア久留米視 聴覚ホール	後援	生涯学習推 進課
19	令和2年9月4日(金)～ 9月6日(日)9:00～18:00 (最終日は15:00迄) 授賞式:9月6日(日)11:00 ～12:30	第23回竹峰書藝大院全国 書道展	竹峰書藝大院	プラム・カルコア太宰 府	後援	生涯学習推 進課

新型コロナウイルス感染症に関する取組状況について

定例教育委員会資料
令和2年5月21日
教育部 総務

1 臨時休校・学校再開等の状況

内閣総理大臣による全国一斉の臨時休校要請（R2. 2. 27）以降、緊急事態措置・県教育委員会の通知・本市の感染状況等を踏まえながら、市立学校の臨時休校・学校再開を実施しました。

		小学校	中学校	特別支援学校	高校
臨時休校		3月9日～3月24日 6年生3月16日まで	3月9日～3月24日 3年生3月12日まで	3月9日～3月24日 小6・中3 3月11日まで 高3 3月4日まで	3月9日～3月19日
卒業式		3月17日	3月13日	小中学部 3月12日 高等部 3月5日	南筑 3月1日 久商 3月3日
春季休業		3月25日～4月5日	3月25日～4月5日	3月25日～4月5日	3月20日～4月5日
始業式		4月6日	4月6日	4月6日	5月25日
臨時休校		4月7日～5月22日 1年生4月9日から	4月7日～5月22日 1年生4月8日から	4月7日～5月31日 各1年生4月10日から	4月6日～5月22日 1年生4月8日から
入学式		5月23日	5月25日	調整中	4月7日 校長の入学許可宣言
学校再開	分散登校	5月21日～5月22日	5月21日～5月22日	調整中	久商 5月20日～5月22日
	短縮授業 午前中など	5月25日～5月29日	5月25日～5月29日	調整中	南筑 5月25日～5月27日 久商 5月25日～5月29日
	通常授業	6月1日～	6月1日～	調整中	南筑 5月28日～ 久商 6月1日～

給食

小・中学校は6月1日から開始します。特別支援学校は調整中です。

部活動

中学校は6月1日、南筑は5月28日、久商は5月25日より感染防止対策を実施しながら開始します。

2 基本的な考え方

長期間の休校により、児童生徒の学習の遅れや不安・ストレスの高まりが懸念されるため、次に掲げる3つの柱で取組を進めます。

- 1 子どもの感染を広げない「感染防止」
- 2 子どもの学びを止めない「学習保障」
- 3 子どもの笑顔と元気づくりに向けた「元気支援」

3 児童の預かり

対象児童

- ① 学童保育所を利用していない児童のうち、保護者等による保育環境が整わない小学校1～2年生及び特別支援学級1～6年生
- ② 学童保育所を利用している児童のうち、小学校1～3年生（3月1～2年生）及び特別支援学級1～6年生

預かり時間

基本的に午前8時30分から午後3時まで

内容

自学自習・読書活動・外遊び・運動・工作や折り紙等

預かり状況

	児童のべ人数	児童1日平均	教職員のべ人数	教職員1日平均
3/9～3/24	2,208	221	1,527	153
4/7～5/1	28,309	1,665	9,330	549

4 学習保障

教科書に基づく学習プリントの作成・配布

教育委員会の指導主事や各学校の代表教員が作成した教材を配布し、担任等が点検します。

学習プリントを解説する動画やスライドの配信

指導主事と代表教員による作成チームで作成・編集し、教育センターや学校のホームページで公開します。

教科書に基づく学習プリント

教科書の10ページ、11ページを見て考えよう。

数の表し方やしきみを調べよう
問題1
日本の人口127094745人について調べましょう。

千けたの数だね。 1億より大きいね。

めあて
日本の人口の読み方を考えよう。
①2が書いてある位は何の位ですか。

②千万が何こ集まったら、左の位に進みますか。

③日本の人口を読みましよう。

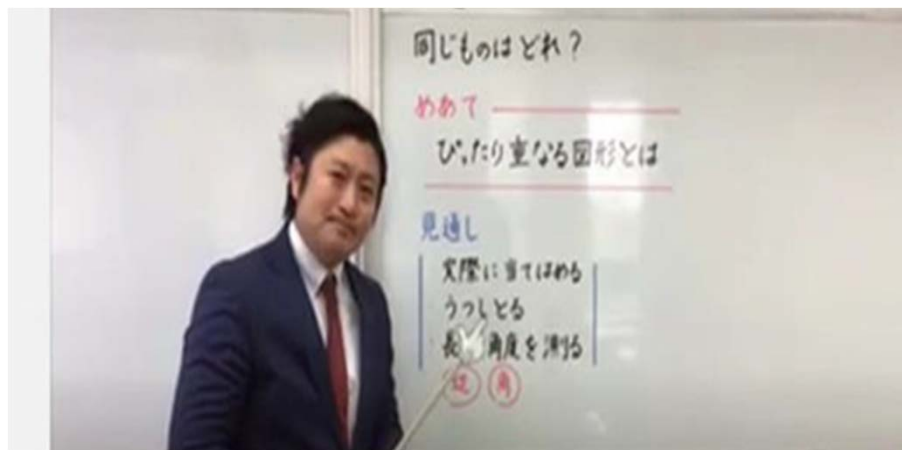
千万を10こ集めた数を、10000000と書き、一億（いちおく）と読みます。また、1億とも書きます。千万の1つ上の位を一億の位といいます。

表に書くと読みやすくなるね。

一億や一万を1つ分にして表しているね。

まとめ かくしやうをふりかえって わかったことをまとめよう。

学習プリントの解説動画



5 元気支援

子ども・家庭と学校をつなぐ取組

子どもたちに学校とつながっているという実感を持たせ、家庭と学校の信頼関係を維持するため、お便りや動画配信を行いました。

困りごとを有する子どもの把握

様々な困りごとを有する子どもを把握するため、次に掲げる取組を行いました。

- ・ 家庭訪問や電話連絡（気がかりな児童生徒のチェックリストの活用）
- ・ アンケート（こころと体のアンケート・臨時休校期間中のいじめに関するアンケート）の実施
- ・ 電話連絡に使用するスマートフォンの一定期間の配備

校長・担任からのメッセージ



こころと体のアンケート

こころとからだのけんこうアンケート
(しょうがっこう1ねんせいよう)

※ ほごしゃのかたがいっしょにこたえてください。

	ねん	くみ	ばん	なまえ
このアンケートは こころと からだを まもるための ものです。				
1 あなたの こころと からだは？				
	おやすみの あいだに つぎの ことが どれくらい ありましたか。	ない	すこし	かなり
1	なかなか ねむれない ことがある。	0	1	2
2	むしゃくしゃ したり いらいら したり かつと したり する。	0	1	2
3	こわくて おちつかない。	0	1	2
4	あたまや おなかが いたかったり からだの ちょうしが わるかったり する。	0	1	2
2 いま おもっていることや かんがえていることを かいてみましょう。 えを かいても いいよ。				

6 学校再開後の取組

(1) 感染防止

児童生徒の体調管理

- ① 体温チェックシートの活用等による体調把握
- ② 手洗い・マスク・教室の換気・給水の徹底
- ③ 咳エチケット・手洗い・うがい等の感染症対策の指導

学校の環境づくり

- ① 学校関係者以外の校内への立入りの原則禁止（応対時の場所の限定）
- ② こまめな消毒の実施（不特定多数の者が頻繁に触れるドアノブ・手すり・スイッチ等）

衛生用品の学校への配備

国の学校保健特別対策事業費補助金（補助1/2）を活用し、配備を進めます。



非接触型体温計



消毒液

(2) 子どもの安心安全

感染症に関する差別・偏見・いじめの防止

子どもへの指導を徹底するとともに、学校総体として子どものSOSに早期に気付くことができるよう努めます。

登校困難児の家庭学習支援事業

基礎疾患を有するなど感染すると重篤化する恐れがある児童生徒が登校困難な場合の家庭学習等に要する経費を支援します。

小学校不登校対応総合推進事業

学校再開により生活環境が急激に変化し、不登校リスクの高まりが懸念されるため、一定期間生徒指導サポーターを増員します。

7 その他

学校給食臨時休業対策事業

国費を活用し、3月の臨時休校に伴う学校給食の休止により、給食事業者が生じた費用の一部を支給します。

また、給食事業者が感染防止のため購入した衛生管理消耗品等の費用を助成します。

就学援助受給世帯支援事業

就学援助を受給する準要保護世帯の児童生徒におこめ券を支給するもの

教育ICT活用事業

国のGIGAスクール構想による学習者用コンピュータについて、全学年の3分の2に配備し、オンライン学習の環境整備を図ります。

(3) 授業時間の確保

今回の臨時休校に伴い、約185時間に相当する授業が欠課となっています。

授業時間の確保を最優先とし、夏季休業等の短縮、学校行事の中止や縮小、土曜授業の実施等について検討していきます。

(4) 教職員の負担軽減

学校との連携や情報共有をこれまで以上に図り、教職員の負担が過大にならないよう、教育委員会として支援に努めます。